

2024年5月30日
山陰中央テレビジョン放送株式会社

当社元社員に対する判決について

4件の起訴処分を受けておりました当社元社員に対し、本日松江地方裁判所で判決公判があり、懲役4年8カ月、罰金60万円の実刑判決が言い渡されました。

当社といたしましては、本判決を厳粛に受け止め、二度とこのようなことが起きないように再発防止策を講じるとともに社内倫理教育の徹底を図って参ります。

以上